

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	後期高齢者医療 資格管理・保険給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相馬市は、後期高齢者医療資格管理・保険給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

福島県相馬市長

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療 資格管理・保険給付に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療制度が平成20年4月より施行され、業務を担う福島県後期高齢者広域連合の窓口業務を市町村単位で行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①被保険者の資格取得・喪失に関する業務(窓口業務のみ) 資格情報のお知らせ・資格確認書の再発行、限度額認定証の発行、特定疾病証の発行、障害認定・撤回申請受付、基準収入額適用申請受付、負担区分等証明書発行の発行、異動連絡票の発行、広域内異動連絡票の交付、住所地特例適用申請受付等。 ②被保険者の給付に関する業務(窓口業務のみ) 療養費申請受付、高額療養費支給申請受付、葬祭費申請受付、高額介護合算申請受付等。
③システムの名称	1. 後期高齢者医療システム 2. 後期高齢者医療広域連合標準システム 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表85の項 番号法第9条第2項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号命令第2条 【情報照会】 117の項 【情報提供】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部 保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	相馬市企画政策部企画政策課 〒976-8601 福島県相馬市中村字北町63番地の3 0244-37-2218
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	相馬市民生部保険年金課 〒976-8601 福島県相馬市中村字北町63番地の3 0244-37-2140
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報が含まれる書類は鍵のかかるキャビネットに保管することを徹底している。 ・特定個人情報が含まれる書類を郵送する場合は間違いのないよう複数の職員で確認作業をしている。	

9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 ☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ 課題が残されている	
判断の根拠	セキュリティが確保されたネットワーク環境を整えデータの送受信をおこなっている。	

変更箇所

[illegible]